

# とっとり市報



鳥取市政三本の柱

- 健康都市の建設
- 谷間のない市政
- 生産都市の建設



地図と磁石をたよりに、目的地をさがすボーイスカウトたち — 鳥取砂丘にて —

時事通信社発行の地方行政欄に、「非行の分布と原因を分析」という見出しが目についたので、活字を追っていくと、非行率は意外にも普通家庭の少年少女が高く、七〇%にもなっている。しかも、貧困が直接の原因だというのはきわめて少なく、むしろ、親の無気力

## 欲求不満

### ↓ 非行

や飲酒癖などに問題があるという。そして、非行原因は、消費とレジャーモードによるもので、物をぬすむほどに食べるに困っているというのではなく欲しい、乗りたい遊びたいという欲求を満たすためだといひ、これが現代の非行の特徴だといひます。

「僕たちだけで  
できるんだ」

● 歩け自分の足で

「オイ、チョット違うぞ……」、「ダッテ磁石はこつちを指しているんだで……」と顔をつき合わせながら地図を広げて話し合っているボーイスカウトたちに会いまして。君たち何をしているの……と聞くと、きょうは、班ごとに地図と磁石だけで、目的地まで行く訓練を受けているとのこと……。

いいことをしているなアーと思いました。学校の遠足も町内のリクリエーションも、そして家族とのピクニックも、みんな自動車という時代になりました。これでは、方向音痴を養成しているようなことにもなりかねないしそれ以上に大切なことはやり遂げたぞ……という自信や喜びを感じさせるチャンスも、少なくしていることになるでしょう。

中国では五月をこゝろづき皐月ともいい、十二月を十二支で数えれば辰で「たつづき」です。これがつまって「さつき」という和名ができたので、皐月も「さつき」と訓読するそうです。

5月

昭和45年 16. 217

# 交通対策係 同和对策室 など新設

## 福祉事務所の充実も

▲鳥取市の機構改革

市役所の仕事は、すべて市民のみさんの生活と密接な関係があります。加えて現代社会の急速な進歩は、行政需要をさらに複雑多様なものにしていきます。こういったなかで市役所は、現代社会から発生する各種の住民要求を満たすため、より充実したサービス行政やきめ細かい福祉行政に力を入れる一方、県東部の総合開発や中核都市の建設、広域的な行政のあり方など、大所高所から将来の都市づくりも考えなければなりません。

そのためには、これらをこなし得る組織が必要となります。そこで鳥取市では、四月一日付で機構の一部を改正し、これら現代の諸問題解決のため積極的に取り組むことになりました。そのおもなものを紹介しますと、

### 一、交通対策係を新設

総務部庶務課に交通対策係が新設され、現代のガンとなつてくる交通事故の防止や、交通相談に、積極的に取り組むためと、市民交通災害共済制度の普及をより促進していくなど、時代に即応した幅広い交通対策の仕事にあたることになりました。

### 一、市民相談室の充実

市民の要求や、不満を早くキャッチして、これを市政に反映さ

ります。

これらを積極的に改善していくため、いままでも厚生課の一つの係であったものを独立して、同和对策室に昇格し、より積極的に取り組むことになりました。

### 一、観光課に公園係を設置

鳥取市には都市公園、児童公園など市民の憩いの場が、全部で三十八カ所ありますが、これらの公園を専門に管理する公園係ができました。

これら多くの公園を管理するのは、大変こんな事ですが、つねに気持のよい、いこいの場を維持できるよう、市民のみさんのご協力もお願いいたします。

### 一、公害問題は

#### 衛生課で担当

全国的に、公害問題は都市の悩みとなつており、悪臭、騒音、汚水、ホコリなど、いままでも考えられなかったいろいろな問題が発生しています。

鳥取市は、他都市とくらべると、恵まれてはおりますが、問題が大きくならないうちに、これらを解決し、この美しい住みよい鳥取市を守っていかなくてはなりません。

### 一、福祉事務所の充実

福祉事務所に、福祉課と、厚生課の二課を設けて、より実のある福祉行政を進めることになりました。

「福祉行政の充実」これは市政運営のなかでも、とくに、力を

入れている問題の一つですが、社会の発展、進歩にともなつて、ますます福祉、厚生行政の需要は、多くなることでしょう。

そのために、この四月から機構を充実した福祉事務所には、大きな期待がかけられています。

### 一、教育委員会に

#### 青少年教育係を新設

次代をなう青少年の健全育成は、これはよく聞くことばであり字句でもありません。

このことは、この問題が、幅広い分野にわたる大変困難なものであることをものごとがたつていままです。

そこで、このたび係を新設して、専門にこの問題と取り組むことになりました。

### 一、中央公民館を

#### 独立強化

社会教育は学校教育とならんで重要なことであり、学校教育以上に困難なものだともいわれております。いままでも、社会教育課の一つの係であった公民館係を独立強化して、中央公民館としてより幅広い公民館活動を行なうことになりました。

これらの機構改革は、時代ともに移り変わる行政需要を解決するため行なわれたものであります。この機構を充実させるものにするため、全職員あげて一層の精進をする覚悟であります。



## とっとり市報

### 点字版ができた

桑の実会  
盲人協会の協力で

とっとり市報は、鳥取市のまちづくりはどのように進められていくのか、今どんな事が問題になっているのか、そして、税金はどのように使われているのかなどを、お伝えする大切な役割をもつています。



いう希望も強いことを知り、点訳グループ「桑の実会」(会長小山義己氏)にご協力をお願いしたところ、こころよく引き受けていただき、さらに、盲人福祉協会(会長稲浜正三郎氏)は、みずからの手で、印刷、製本そして配布までを受け持つからという積極的な協力をいただき、四月号を第一号として発行することができました。

これはあたかも、一つの谷間が切り開かれた感が強く、しかも、暖かい人と人とのふれ合いのなかで生まれたものだけに、より実のあるものにしていきたいと思っております。

ところが、この広報紙が発行された昭和二十七年から現在に至るまで、盲人の方々は読んでいただくことができませんでした。調べてみると、いままでも、盲人福祉協会(会長稲浜正三郎氏)は、みずからの手で、印刷、製本そして配布までを受け持つからという積極的な協力をいただき、四月号を第一号として発行することができました。

右上 点訳にはげむ桑の実会の人  
左下 みずからの手で点字印刷をする盲人協会の役員たち

# また安くなった 市民税

年間所得100万円  
(妻、子供2人)で  
7,060円安くなる

市では、市民の税負担の軽減をはかるため、昭和四十三年度に第一回の自主減税を断行し、市民税の税率を標準税率の一、五倍から一、四倍に引き下げましたが、今年度また第二回目の減税を行ない、さらに税率を一、四倍から一、二倍に引き下げました。

市長は三月定例市議会で、鳥取市の市民税の所得割税率を、昭和四十六年度には、標準税率にする事ができるでしょうと、さらに減税の考えのあることを答えていました。



## 心ゆるむ五月

### だが火事はそこをねらっている

青葉若葉の五月ともなると、人の心もなんとなく浮き浮きとするシーズンです。だがちょっとお待ちください。この五月こそ、火災

発生が多い時期なのです。つい、うわついた気のゆるみから、取り返しのつかない不幸をもたらすのもこのころです。

( ) 内は44年度税率による税額、  
太字は安くなった税額

### 新・旧税額対照表

家族構成	総所得額	50万円	80万円	100万円	120万円
独身者	(13,860)	11,520	25,560	37,200	50,040
	2,340円	4,820円	6,900円	9,180円	
配偶者のあるとき	(9,660)	7,560	20,280	30,600	42,600
	2,100円	4,500円	6,500円	8,500円	
配偶者と扶養1人	(7,140)	4,680	16,440	26,040	37,800
	2,460円	4,980円	6,860円	9,100円	
配偶者と扶養2人	(4,620)	2,400	12,600	22,200	33,000
	2,220円	5,460円	7,060円	9,700円	
配偶者と扶養3人	(2,800)	480	9,720	18,360	28,200
	2,320円	4,980円	7,540円	10,300円	
配偶者と扶養4人	(1,120)	0	6,840	14,520	24,120
	1,120円	5,340円	8,020円	10,180円	

(注) この表では、社会保険料・生命保険料の控除はしてありません。

### 活躍が期待される シュノーケル車

#### シュノーケル車

一体、鳥取市では、昨年一年間に何件の火災が発生し、どのくらいの損害を出しているのでしょうか。消防本部のまとめた資料によりますと、発件数は八十九件で、もつとも多いのは、子供の火遊びによるもの、ついでコンロの取り扱いの悪かったもの、たばこの不始末などの順となっています。これらはみんな、ちょっと注意したら防げたものばかりです。

このちょっとした不注意が、十二人もの重傷傷者を出し、また、五千万円をこえる財産を灰にしてしまいました。  
現在(昭和四十五年三月末)鳥取市には三階建二二三棟、四階

建五八棟、五階建八棟、六階建五棟、七階建一棟、合わせて三〇五の建物があります。そこで鳥取市消防本部では、これら高層建築物の災害に対処するため、このたび屈折はしご付消防ポンプ自動車(シュノーケル車)を購入し、万に備えることになりました。

このシュノーケル車は、二つに折りたたまれている塔をのぼすと、最大地上高一六、二メートルに六階までとどくもので、この塔は三六〇度自由自在に旋回できるため、車が思うようにはいれない市街区でも、高い所から上下左右に放水することができ、また、塔の先端にはバスケットがついており、その中で消火作業ができるうえ人命救助も可能になっております。



道路行政には、とくに力を入れており、市街地の道路はもとより、農道舗装や、部落内舗装など全市にわたって道路整備が進められております。都市が大きく発展するためには何をさておいても、まず道路網の整備こそ大切です。

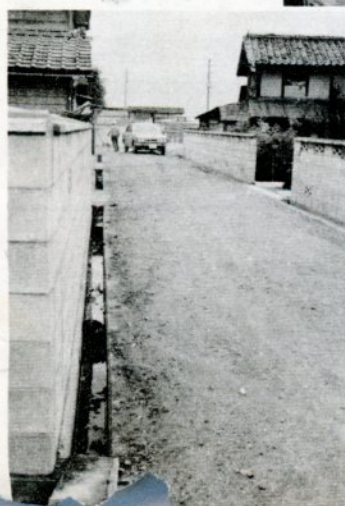
狭い道・広い道  
そして農道も  
舗装に

## 建設日記



鳥取市が、本年度の道路整備に使う金は、土木、都市計画、耕地など関係部門を合わせると、二億三千二百万円と言う膨大なものですが、この金を効率的に使って、一日も早く全市の道路を、快適な舗装道路にすることに努めています。

右中左下  
舗装された市道円護寺線  
道路整備が進む  
沢南地区(富安)



演劇・コーラス・美術展など

明るい若者の集い

第十七回鳥取市青年大会

市内の勤労青年が一堂に集ま... 芸能や作品展、意見発表など

演劇、郷土芸能、音楽(コーラス) 舞踊、美術展(洋画、日本画、書道、彫刻、美術工芸、写真)

(1) 意見発表の部 (2) 参加資格 (1) 昭和二十年四月一日以降に生まれた人

大会事務局の市教委では、多くの青年に参加してもらおうと呼びかけています。

大会要項は次のとおりです。

- (1) 種目 (2) 昭和四十五年一月一日から引きつづき市内に居住している人 (3) 学生、生徒は参加できない(一定時制、通信制をのぞく)



私は、昭和三十七年に中学校を卒業しましたが、都会の生活に大きな夢を抱いていましたので、その年の春、親兄弟の反対を押し切って、神戸市のある鉄工所に住み込みとして就職しました。

しかし、神戸市での生活は、当初私が期待していたはなやかな都会生活とはまるで違って、理想と現実とのシレンマに陥ってしまいました。

都会での生活は、まわりの人はあまりにも冷たく、自分自身の力で解決できないようないろいろな困難な問題が起っても、親身になって相談したり、話し合うことのできる人がいません。

冷酷な都会

鳥取市玄好町二二四 森本 信行

社会の複雑さ、交通ラッシュ、公害など、あらゆる面で、都会生活は、私達若者のエネルギーを、仕事以外の面で消耗させます。

私も、「いざ」と言う時には、相談のできる人が、たくさんいます。

私は、現在あのような都会生活を離れ、地元企業に勤め、実に出

る。知人、友人、先生、上司、先輩、両親、兄弟など、いつ、どこでも相談にのってくれるのです。

私が、いつも仕事に全精力を出

市長相談日を開設 部・局長相談日も

～6月2日～

市では六月二日から、市長、助役部長、局長など首脳部が窓口に出て直接市民のみならずとほごを交えて話し合う相談日を設けることになりました。これは、市政全般についてみなさんの悩みや要望、意見などを聞き、それぞれの責任者が解決にあたるものです。

談室 電話281-1112

市長相談日 二日(火) 午後四時～午後七時 四日(木) 午後四時～午後七時 六日(土) 午後四時～午後七時 八日(日) 午後四時～午後七時 十日(月) 午後四時～午後七時 十二日(水) 午後四時～午後七時 十四日(金) 午後四時～午後七時 十六日(土) 午後四時～午後七時 十八日(日) 午後四時～午後七時 二十日(月) 午後四時～午後七時 二十二日(水) 午後四時～午後七時 二十四日(金) 午後四時～午後七時 二十六日(土) 午後四時～午後七時 二十八日(日) 午後四時～午後七時 三十日(月) 午後四時～午後七時

ことしも青年大学開校

青年の情操をゆたかにし、教養をたかめ、明るい健康な市民として、あすの社会の発展に大いに活躍してもらうため、ことしも次の要領で青年大学を開設します。多数参加してください。

一、開設期間 六月一日～四十六年二月末日 (毎週月、木午後六時～八時) 二、場所 遷喬小学校ほか 三、資格 市内に住所、職場をもつ十八歳～二十八歳までの人 四、学習内容 一般教養、書道、美術、生活(栄養、料理、食事など) 五、受付 五月二十日(水)まで 六、教材費 年間一、五〇〇円 (申し込みと同時に) 七、申し込みと問い合わせは 市教育委員会社会教育課 (電話281-1112)

紙上御礼

- 金1万5千円也 高住738の1 金1万円也 相生町 金2万円也 瓦町519 金3千円也 片原5丁目271 金2万円也 掛出町1 金4万円也 未広温泉町271 金1万円也 高住 金1万円也 立川町5丁目100の5 金1万円也 立川町1丁目72の1 金3万円也 吉方町一丁目307



名言集

一、有為の材は、天性よりも訓練によって得られる。デモクリスト 一、かしい人間は、最上の教養を旅の途上に見出す。ゲーテ

この子どもが思いきり... 砂丘の西方、小鳥たちのさく遊べる夢の国「この子どもの丘」の基本計画がこのほどできあがりしました。この子どもの国として現在国立のものがひとつ、神奈川県にあるだけで、作るうと計画しているところも数ある程度。全国的にもめずらしいもので、早ではいまいし基本計画をもっと具体化して、工事の目途をつける基本設計を国立公園協会に委託してあり、早ければ九月ごろから工事にとりかかります。総事業費は七億円あまりが見込まれており、来年度末にはこの子どもたちへ送らばらしいプレゼントとなる「この子どもの国」を完成させるよう、努力してゆきます。

# 夢がいっぱい 子どもの国

## 基本計画ができました

この子どもの国は、鳥取の丘陵地帯で、広さは約四万坪。砂丘の特色を十分生かすように考えられています。敷地は大きく保存ブロック、施設ブロック、周遊ブロックの三つに分かれ、それを結んで一周四キロにも及ぶサイクリング道路が走りまわります。敷地の中央には児童館が作られ、いろいろな展示館やプラネタリウム、宿泊室などもあります。建物は半地下構造として周囲の景色との調和をはかります。このあたり一番は芝の広場や砂の工房などが作られます。砂の運動場や不自由児童遊園、キャンプ場など、のびのび遊べる魅力的な施設がこの子ども達に用意されます。



## 県内青年を海外へ

### 国際的な視野拡大に

鳥取県では、今年度からの新しい事業として、県独自の青年男女を海外に派遣することになっています。これまでも総務府が青年海外派遣を行ってきましたが、人員の枠が狭く、本県の割り当ては毎年一人か二人しかありません。そこで、もっとたくさん本県の青年に海外を視察してもらい、国際的な感覚やものを見る目を養って、もたらして日本や郷土を更によく知る機会としていただくため、県独自で男性五人、女性二人、あわせて七人の青年を派遣することにしました。

この訪問を予定している国はソ連、デンマーク、アメリカの三カ国。八月十日に出発して、二十五日間で地球をひと回りしてこのようというものです。ソ連では社会主義国の生活にじかにふれてみて、その長所や問題点などについて考えるところがあるでしょうし、デンマークでは北欧の社会福祉国家のようすや、また進んだ農業のやり方なども勉強になることと見られます。さらにアメリカでは、その巨大な経済活動の実状をはじめ、教育文化や家庭生活も視察するよう予定されています。

## あそびも大切に

### 「子ども会を育てよう

最近の子どもたちは、あまり遊ばないといわれています。家に帰ればテレビの前に座りこんでしまし、一日に三時間以上テレビを見ているという子どもが市部で五分、農村部では七割もいます。また親が子どもの遊びのこともよく理解して、遊びの機会を少なくしてしまっているという声も聞かれます。子どもは、戸外で遊ぶのが好きで、自由に遊ぶなかで、みんながルールを作り、知的、体力的な能力を発揮させるようにくふうしてあげたいものです。また、相手と意見が衝突した場合には、自己の要求をおさえて協調することを学ばせ、さらにそれが受け持った役割や責任を果たすために努力して欲しい。このように、子どもたちは遊びをとおして社会的に成長してゆくのです。

## くじけない記録

昨年十一月には、これまでの一応のしめくりとして研究発表大会が開かれ、この六年間にわたるさまざまな取り組みや経験が話しあわれました。それは「くじけない記録」として一冊の本にまとめられました。この本のしつけや教育で、いまいちはん問われているのは家庭での教育のあり方ではないでしょうか。

## 母と子の心をつなぐ

### 二十分間の読書

### 江府町の記録

母と子の二十分間読書運動は、こうした背景の中で進められてきました。この運動は、今から六年前、椋岡十氏を招いたときから始まりました。この運動は、町内の小中学校の全生徒を対象で、どんな本を読むかは自分で決めます。母と子がいっしょに本をくわたり、また親は子どもの性格や考えがよく理解できて、おたがいの人間性がふれあった、「人格で結ばれよう」という声も聞かれます。



## お知らせ

### LPガスの取り扱いに注意

先日の地下鉄工事現場の事故で、改めて「ガス爆発」の恐ろしさを思い知らされましたが、家庭で日常使っているLPガス(プロパンガス)も、使い方を誤ると爆発する恐れがあります。つぎのことに一度よく注意して、安全に使用してください。

☆ ホンベは必ず屋外におき、販売店の人に正規の配管工事をしてもらってください。コンロなどの器具は、LPガス専用のものを使ってください。

☆ コンロやゴム管などはいつもよく手入れをして、時々配管などからガスが漏れてはいないか石けん水を塗るなどで調べてみましょう。調子がおかしいところがあれば、勝手にいじらないで、すぐ販売店に相談してください。

☆ 点火するときには、ガスが漏れていないことを確かめましょう。特に低いところのにおいに注意しましょう。

また、火をつけたら完全に燃えているかどうかにも注意してください。

☆ 使用後や外出のとき、寝る前には、元を完全に閉めてください。

☆ 万一事故が発生したときは、あわてずにつぎの処置をとってください。

1 まず元を閉める。

2 ポンプのバルブを閉める。

3 窓をあけはなす。

4 販売店に連絡する。

5 火災のときは、近所の人に大声で知らせ、一九番へ連絡する。

商業統計調査

六月一日現在で、全国のついでに商業統計調査が行なわれます。

これは通商産業省が二年目ごとに行なうもので、この第十回目。全国のすべての卸売、小売、飲食店を対象に商業活動の実態を把握しようという、いわば商業の国勢調査です。

鳥取県内でも人手不足や道路輸送事情の変化など、急速に表面化しています。生産面の近代化に比べて商業流通の近代化がたまたま遅れていると各方面から指摘されていますが、これを克服するためには、まずわが国の商品流通の現状をできるだけ正確に知らねばなりません。

### 大学入学資格の検定試験

高校を卒業していない人でも、大学入学資格検定試験に合格すれば、大学の入学資格が得られます。

この合格者はまた、各種の国家試験などを受けたときにも、高等学校卒業者と同等扱いを受けることができます。

この検定の願書受付期間などはつぎのとおりです。

▽願書受付期間 五月二十日から六月十日まで

▽検定期日 八月四日(火)から八月七日(金)まで

▽試験場 鳥取県庁

国民年金 証書を役場に

国民年金の福祉年金を受けておられる方は、五月期の年金を受け取られたらその足で国民年金証書を市町村役場にお願ひします。

この証書がすぐ出せない時でも、おそくとも六月末までには必ず提出してください。この提出がおくられる年金が受けとれなくなることもありますので、注意してください。

国民年金についてのご相談は、市町村役場の年金係で受けつけています。

落し主ヤイ!

昨年一年間で、「拾った」と届け出のあった落しものはなんと九千四百件あまり。このうち現金は四百七十万円、品物は二千三百点あまりが持ち主に帰りましたが、警察の保管倉庫で「落し主ヤイ」と待ちわびている品物の方がはるかに多い現状です。

「どうせ出てこないから」と忘れ物、落し物をしたときは、ぜひ警察に届けてください。

# とっとり市報

## ガ ン 検 診

月 日	場 所	検 診 時 間
6月16日(火)	鳥取保健所	午前8時~11時30分
6月17日(水)	市役所 橋	
6月18日(木)	市役所 橋	
6月19日(金)	鳥取保健所	

**料 金** ◎ 400円(1人当たり600円ですが、市が200円補助します)  
ただし、生活保護世帯、非課税世帯および市民税均等割額の人(市衛生課に手続が必要)は無料

**注 意** 1. 妊娠中の人、胃を切除した人は受診しないでください。  
2. 検診当日には必ず印鑑をご持参ください。  
受診を希望する人は、市衛生課に申し込んでください。

**子 宮 ガ ン**  
いつでも市衛生課で申し込みを受けています。申し込みの時には印かんをご持参ください。検診は市内の指定医療機関で受けていただきます。  
**料 金** ◎ 200円(1人あたり300円ですが、市が100円補助します)  
無料となる人は胃ガンの場合と同じです。

## 日本脳炎予防接種

◇ **時 間** 午後1時30分から3時まで  
◇ **料 金** 1人1回 190円  
ただし、生活保護世帯の人、および市民税均等割額以下の人は無料ですから、証明書、または市民税納税通知書をご持参ください。

◇ **対象となる人** 生後6か月以上の全市民  
◇ **受けてはいけない人** 発熱、下痢、重症の心臓病、病後の衰弱、栄養障害、発疹、他の予防接種後1週間以内で、医師が接種を不適当と認めた者はじめてこの予防接種を受ける人は、1週間の間隔で2回接種  
◇ **接種回数** ◎ 毎年この予防接種をうけている人は、1回接種でよい

幼稚園、保育園、小・中学校の児童、生徒については、それぞれの施設で実施します。

対象地区	接種場	接 種 日	
		第1回	第2回
津ノ井	津ノ井小学校	5月4日(月)	5月11日(月)
松保	松保地区公民館	5月6日(水)	5月13日(水)
吉岡・大郷	湖南		
米里	米里小学校	5月7日(木)	5月14日(木)
倉田	倉田		
豊実	豊実地区公民館	5月8日(金)	5月15日(金)
湖山	湖山		
賀露	賀露	5月11日(月)	5月18日(月)
明治	明治		
明徳	市立体育館	5月20日(水)	5月27日(水)
神戸	神戸小学校		
大和	大和地区公民館	5月21日(木)	5月28日(木)
大正	大正保育所		
東郷	東郷小学校	5月22日(金)	5月29日(金)
美穂	美穂		
美保	美保地区公民館	5月25日(月)	6月1日(月)
面影	面影小学校		
修立	修立	5月26日(火)	6月2日(火)
末恒	末恒		
富桑	富桑	6月3日(水)	6月10日(水)
久松	久松		
城北	城北地区公民館	6月4日(木)	6月11日(木)
日進	日進小学校		
稲葉山	稲葉山	6月5日(金)	6月12日(金)
酔風	酔風		
遷喬	遷喬		

## 小児マヒ予防生ワクチン投与

◎ **対 象 児**  
昭和44年7月1日から昭和44年12月31日までの出生児、およびそれ以前の出生児で小児マヒ予防生ワクチンの投与をまだ2回終っていない乳幼児

◎ **料 金 無 料**

◎ **生ワクチンを飲んではいけない人**  
発熱・下痢・結核・重症の心臓病・病後の衰弱・栄養障害・できもの・発疹・種痘接種後2週間以内・発疹予防接種後1カ月以内の乳幼児

対 象 地 区	月 日	投 与 会 場
修立、日進、稲葉山、面影、津ノ井、米里	5月18日(月)	修立小学校
明徳、美保、明治、大正、大和、東郷、美穂、神戸、倉田、豊実	5月19日(火)	市立体育館
久松、城北、賀露、湖山、末恒、酔風	5月20日(水)	久松小学校
遷喬、松保、吉岡、大郷、富桑	5月21日(木)	遷喬小学校
指定の日に投与を受けなかった乳幼児	5月27日(水)	〃

(注) ① この時期をすぎると投与を受けられませんので、この期間に必ず受けて下さい。  
② 定められた投与場で受けなかった乳幼児は、近くの接種場で受けてください。

## 育 児 相 談

生後1カ月から18カ月までの乳児の健康相談、しつけ指導、離乳期の食事指導などを、次のとおり実施します。お気軽にご相談ください。

◎ **時 間** 午前10時から午後3時まで ◎ **料 金** 無 料  
◎ **相 談** は市の保健婦があたります。  
◎ **そ の 他** 母子手帳は、必ずご持参ください。

対 象 地 区	月 日	場 所
東郷地区	5月12日	東郷地区公民館
東吉成	5月12日	東吉成公民館
城北	5月13日	城北地区公民館
倉田	5月18日	倉田
末恒	5月18日	末恒
米里	5月18日	米里
神戸	5月19日	神戸
大和	5月19日	大和
賀露	5月20日	賀露
湖山白浜団地	5月20日	白浜公民館
面影地区	5月22日	面影地区公民館
湖山	5月25日	湖山地区公民館
美保	5月26日	美保
湖南	5月27日	湖南
松保	5月27日	松保
美穂	6月5日	美穂
大正	6月8日	大正
明治	6月8日	明治
豊実	6月8日	豊実
東郷	6月12日	東郷
東吉成	6月12日	東吉成公民館
城北	6月15日	城北地区公民館

## 6月のみんなで歩こう会 (予定)

日 時 6月14日(日)  
午前9時 市役所前集合  
行 先 カキツバタの唐川  
くわしくは、市教育委員会体育課へ  
電話 228111-内線323

## 不 燃 物 の 収 集 予 定

**特別清掃地域内の収集**

5月12日・21日・30日 6月9日  
馬場町・上町・中町・吉方町1-2丁目、卯垣・立川町1-5丁目、緑町・旭町

5月13日・22日 6月1日・11日  
田島・松並町1-3丁目、西品治(一部)相生町1-4丁目、寿町(一部)新品治・田園町1-4丁目、吉葉町1-3丁目、薬師町

5月14日・23日 6月2日・12日  
西品治(一部)千代町・八千代町・行徳・南町(一部)寿町(一部)古市・富安・吉成・今町1-2丁目(一部)

5月15日・25日 6月3日・13日  
賀露・湖山(特掃外を除く地区)吉岡温泉町

5月16日・26日 6月4日15日  
浜坂・丸山町・湯所町1-2丁目、栗谷町・江崎町・東町1-3丁目

5月18日・27日 6月5日  
材木町・玄好町・片原1-5丁目(一部)西町1-5丁目  
尚徳町・掛出町・庵丁人町・大畑町・御弓町・元大工町・大工町頭・上魚町・若桜町・鍛冶町・職人町・桶屋町・戎町・寺町

5月19日・28日 6月6日  
片原1-5丁目(一部)本町1-5丁目、茶町・二階町1-4丁目、新町・元町・川端1-5丁目、元魚町1-4丁目

5月20日・29日 6月8日  
南町(一部)瓦町・栄町・弥生町・末広温泉町・吉方温泉1-4丁目、吉方町二丁目(一部)永楽温泉町、立川5丁目(一部)今町1-2丁目(一部)

**特別清掃地域外の収集**

5月14日 6月11日 倉田・大正  
15日 12日 千代水・美穂  
16日 13日 美保  
21日 大和・神戸  
22日 東郷・豊実  
23日 明治  
28日 湖山(浜・島川・井津水・新田・大寺屋・堀越)・松保  
29日 吉岡(温泉町をのぞく)・大郷  
30日 末恒  
6月4日 中ノ郷・米里  
5日 稲葉山・面影  
6日 津ノ井

不燃物は定められた日の前日に、指定された場所に出すようにしてください。

## 総合行政相談所が開設されます

官庁・公社などの仕事について、不平不満、希望のある方は気軽においでください。行政監察局ほか、22の機関が参加して無料でご相談に応じます。

日 時 昭和45年5月20日(水)  
午前10時~午後3時  
場 所 東部生協三階会議室

## 日本万国博覧会催物(予定)一覧表 7月1日~31日 (4)

今月は7月1日から31日までの催し物の予定をお知らせします。  
太字の催し物は有料、発売窓口は大阪駅前第一ビル内万国博覧会入場券センターです。  
(電話大阪06341-4455番)

7月1日(水) 青少年ジャズ フェスティバル BRASS BAND CONCERT(V) (→8日)  
日本のまつり (→7日) カナダ音楽祭(→7日) レニングラード・フィルハーモニー管弦楽団 (→2日)

〃 3日(金) U.S.A 祝典 (N.D.)  
〃 4日(土) ポップスター・フロムロンドン (→7日) レニングラード・フィルハーモニー管弦楽団 (→5日)

〃 6日(月) ザンビア祝典 (N.D.)  
〃 8日(水) ニュージーランド祝典 (N.D.) 歌劇「地獄変」万国パトワリング合戦(→18日)  
〃 9日(木) CHORUS CONCERT (→15日) シャンソン・フェスティバル (→12日)  
〃 10日(金) 中華民国祝典 (N.D.)  
〃 11日(土) ホリデー・オン・アイス (→20日) 文化人講演会

〃 13日(月) スウィングシンガース・ドフランス  
〃 14日(火) 京都市交響楽団  
〃 15日(水) U.A.R.祝典  
〃 16日(木) オンタリオ州祝典 (S.D.)  
〃 17日(金) クウェート祝典  
〃 18日(土) 青少年音楽祭(→23日) キューバ民族舞踊祭 (→23日)  
〃 19日(日) 国際文化人講演会  
〃 20日(月) 大阪フィルハーモニー交響楽団  
〃 21日(火) 若人のまつり (→23日) 世界青少年文化祭  
〃 24日(金) キューバ祝典、日本のまつり (→29日)  
〃 25日(土) 水上カーニバル (→31日) 青少年のつどい、BRASS BAND CONCERT  
〃 26日(日) カリビアン・フェスティバル (→30日)  
〃 27日(月) パキスタン祝典 (N.D.)  
〃 28日(火) ロチェスター・オラトリオンサエティ  
〃 29日(水) シンガポール祝典  
〃 30日(木) ロチェスター・オラトリオンサエティ  
〃 31日(金) パチカン祝典、ガールスカウトのつどい



## 市民会館だより

**おもな行事 (予定)**

5月11日(月) 鳥取労音5月例会(菊地雅章ジャズリサイタル) 会員制  
14~17日(木~日) ライオンズクラブ302-W2地区 第16回年次大会 画展展示即売会 無 料  
16日(土) 〃 〃 前夜祭 無 料  
17日(日) 〃 〃 代議員会 関係者  
21日(木) 鳥取民音5月例会(西郷輝彦ショー) 会員制  
23日(土) 子供まつり(映画と自転車曲芸招待) 無 料  
24日(日) 親子映画劇場 有 料  
29日(金) 招待セール(ピーターショー) 招待者

31日(日) 学校茶道二葉会十周年記念式典 無 料  
31日~6月6日(日~土) 鳥取チャールズ会作品展 無 料

6月1日(月) 鳥取市青年大学開校式 関係者  
7日(日) 鳥取パイオリンサークル 無 料  
14日(日) ベルエコーの会 無 料  
22日(月) 鳥取労演6月例会(富島松五郎無法松の一生) 会員制

## 国民年金あれこれ(6)

◇ 次のような場合には、福祉年金の支給に制限があります。

◎ **本人の所得制限**  
○ 前年の所得が30万円以上であるとき、ただし、義務教育終了前の子、孫、弟妹を扶養しているときは、30万円+(1人につき8万円)の額以上のとき

◎ **配偶者・扶養義務者の所得制限**  
○ これらの人に前年の所得が、次の限度額以上あるとき

これらの人が扶養している人数	なし	1人	2人	3人	4人	5人
限度額	564,750	694,688	765,125	836,813	910,000	987,500

◎ **公的年金をうけている場合**  
○ その受けている年金額によって、次のような限度額があります。

公的年金の支給事由	併給限度額
戦傷病・戦死によるもの	144,800円
一般の退職・死亡によるもの	24,000円

(注)併給限度額=公的年金額+老齢福祉年金額(限度額21,600円)

# お知らせ

五月十日~六月十五日

